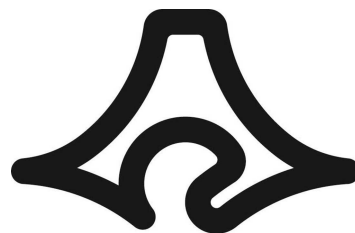


提 供 日 2025/03/28
タ イ ト ル 県職員（知事部局）の懲戒処分
担 当 経営管理部人事課
連 絡 先 監察班
TEL 054-221-3230



（要 旨）

本日、静岡県は、懲戒処分を次のように実施した。

（概 要）

- 1 処 分 日 令和7年3月28日（金）
- 2 処分量定 停職6箇月
- 3 所 属 名 浜松土木事務所
- 4 職 位 主任
- 5 氏 名 鈴木 佑哉（すずき ゆうや）
- 6 年 齢 30 歳
- 7 性 別 男性
- 8 事件概要

（1） 建造物侵入及び器物損壊

被処分者は、令和6年7月21日午前11時頃、浜松土木事務所内に不正に借り受けた鍵を使用して侵入し、後輩職員に嫌がらせをする目的で、当該職員が使用していたUSBメモリ等2点を廃棄した。

被処分者は、令和6年11月11日に建造物侵入及び窃盗の疑いで逮捕され、静岡地方検察庁浜松支部に送致された。その後の捜査の結果、同月22日に建造物侵入及び器物損壊の罪名により浜松区検察庁に略式起訴され、同日、浜松簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

（2） パワー・ハラスメント

被処分者は、令和4年8月から令和6年5月までの間、後輩職員に対して嫌がらせをする目的で、後輩職員のIDとパスワードを不正に使用し、後輩職員のメールボックス上のメールを削除したり、後輩職員がデータの保存先を誤ったように偽装した上で、嫌がらせ目的のメールを送信したり、業務に使用するデータベースの操作権限を削除する等して精神的な苦痛を与え、当該職員の勤務環境を害した。